

制限付き一般競争入札（事後審査型）制度概要

小 浜 市

- 1 対象工事
原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が130万円を超える工事および契約権者が特に制限付き一般競争（事後審査型）によることが適当であると認める工事について実施します。
- 2 公告方法
原則として入札情報サービスシステムを利用して公告を行います。
入札に参加する者に必要な資格等が記載されていますので、熟読のうえ手続きをしてください。
- 3 入札参加要件
一般競争入札公告共通事項および個別の入札公告に記載しますので、確認のうえ入札に参加して下さい。
- 4 設計図面等の閲覧
原則として入札情報サービスシステムを利用した閲覧とします。
設計図書等を閲覧しない場合、入札に参加することができません。
- 5 質問および回答
設計図書等に対する質問書は持参とします。回答は、後日入札情報サービスシステムに掲載します。
質問書の様式は、小浜市公式ホームページからダウンロードしてください。
- 6 入札方法
原則として、電子入札システムにより行います。
入札の日時等は、入札公告によりお知らせします。
- 7 入札回数
初回を含めて2回を限度とします。
- 8 その他
資格確認申請書等の様式は、小浜市公式ホームページからダウンロードしてください。
資格確認申請書の提出は原則として電子入札システムによることとします。
落札候補者から提出された資格確認申請書で入札参加資格の確認を行いますが、入札公告および各種基準等を満たしていない場合、入札参加資格なしとなります。
落札候補者が必要書類を提出しない場合等の不誠実な行為については指名停止等の措置を行うことがあります。

※ 平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。